

国民年金保険料の納付は 早割や前納がお得です

4月から、国民年金保険料が月額16,610円に変わります。支払方法により、保険料が安くなることがありますので、早割や前納をぜひご利用ください。

納付書による前納

日本年金機構から、1年前納（4月～翌3月分）と6ヶ月前納（4月～9月分、10月～翌3月分）の納付書が、4月上旬に送付されますので、金融機関（郵便局を含む）またはコンビニエンスストア、電子納付にて納付期限までに納めてください。

各月用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。
※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。

口座振替による前納

口座振替では、1年前納と6ヶ月前納、早割（当月末振替）や2年前納（4月～翌々年3月分）を利用できます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）と通帳、届け出印を持参のうえ、金融機関（郵便局を含む）または年金事務所まで手続きしてください。
※口座振替による令和3年4月分からの前納のお申込は終了しました。
※口座振替が開始されるまで2ヶ月程かかりますので、お早めにお申込ください。

岡千葉年金事務所
043(242)6320
佐原年金事務所
0478(54)1442

	納付書による納付額		口座振替による納付額	
	納付額	割引額	納付額	割引額
毎月納付 (翌月末振替)	16,610円	-	16,610円	-
早割 (当月末振替)	適用なし		日本年金機構ホームページでご確認ください	
6ヶ月前納	98,850円	810円	98,530円	1,130円
1年前納	195,780円	3,540円	195,140円	4,180円
2年前納	383,810円	14,590円	382,550円	15,850円

国民年金保険料 学生納付特例制度が利用できます

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

対象

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職（失業）等の理由がある方
○所得の目安

118万円＋（扶養親族の数×38万円）＋社会保険料控除等

※対象とならない学校があります。

申請期間

4月から、令和3年度分の受付を開始します。承認された場合は、4月から令和4年3月までの納付が猶予されます。

また過去に納め忘れがある場合は、2年1ヶ月までさかのぼって申請できます。
必要なもの
・マイナンバーカード（個

人番号がわかるもの）も

しくは基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）

・学生証（コピー可）または在学証明書

・認印（被保険者本人が自署する場合は不要）

・退職（失業）した方は雇用保険被保険者離職票等の書類

注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。この期間を10年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

申問住民課 国民年金班
04(84)1214